

令和2年4月3日

新宿区立小・中学校の保護者の皆様

新宿区教育委員会

新学期における新宿区立学校の対応について

日頃、新宿区の教育活動にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。
新宿区教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、国のガイドライン等を踏まえて学校の再開準備を進めていましたが、今般の感染状況等を踏まえ、児童・生徒の健康を第一に考え、4月6日(月)から5月6日(水)まで、すべての区立小学校、区立中学校を臨時休業とします。

なお、臨時休業期間中につきましては、下記の対応をとらせていただきます。
保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中の過ごし方については、各学校から別途お知らせします。

健康管理に十分留意し、できるだけ外出は避け、ご家庭で検温や手洗いの励行等、感染症予防対策をお願いいたします。

2 臨時休業期間中、子の監護が難しいご家庭への対応について(小学校)

臨時休業期間中、保護者等によるお子様の監護の体制をとることが難しい場合は、4月6日(月)から5月1日(金)まで、お子様の居場所として、学童クラブ、放課後子どもひろばプラスでの受け入れを行います。

利用時間は9時から18時(延長利用は8時から19時まで)です。

また、学童クラブ、放課後子どもひろばプラスの利用に際しては昼食をご持参ください。

なお、臨時休業期間中に感染者、濃厚接触者が発生した場合は、学校施設を閉鎖する場合があります。その際、学童クラブ、放課後子どもひろばプラスでの受け入れ措置も中止いたしますのでご注意ください。

3 その他

- (1) 感染症予防のため、できる限りご家庭での監護をお願いいたします。
- (2) 新宿区教育委員会では、今回の臨時休業に伴い、保護者が勤務する各事業者あて保護者の休暇取得への協力依頼文(別紙)をご用意いたしました。
- (3) 児童館及び放課後子どもひろばについては、当面の間休止となります。
- (4) 学童クラブ・放課後子どもひろばプラスの利用に関しては、子ども家庭支援課児童館運営係(電話 5273-4544)へお問い合わせください。
- (5) 今後の状況等により方針の変更があった場合には、区ホームページ等でお知らせします。